

君津市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成２６年１１月２８日

君 津 市

はじめに	1
第1 計画の基本事項	2～3
1 君津市の責務	2
2 市行動計画の位置づけ	2
3 市行動計画に定める事項	3
4 市行動計画の対象とする感染症	3
第2 総 論	4～20
1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5～6
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響	8～9
5 対策推進のための役割分担	10～12
6 行動計画の主要6項目	13～18
7 発生段階	19～20
第3 各段階における対策	21～42
1 未発生期	21～24
2 海外発生期	25～28
3 国内発生早期（県内未発生）～（県内発生早期）	29～33
4 国内感染期（県内感染期）	34～39
5 小康期	40～42
発生段階別対策概要	43～45
（参考1）市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	46～47
（参考2）【用語解説】	48～50

はじめに

インフルエンザウイルスは、およそ10年から40年の周期で大きく異なるウイルスが出現し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このような社会的影響の大きな感染症が発生した場合には、国家的な危機管理として対応する必要がある。

このため、国は病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

また、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成された。政府行動計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第144号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等に加え、感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを対象としており、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を示すとともに、都道府県及び指定公共機関が計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、発生した感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応を、「市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示している。

本市においても市民の生命・健康を保護するため、市内において新型インフルエンザ等感染症の患者が発生及び流行した場合に備え、国や千葉県と連携のもと、本市の実施すべき事項を明らかにし、今後の対応行動を適切に実施するため、政府行動計画、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を指針とし、特措法第8条に基づき、君津市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定することとした。

第1 計画の基本事項

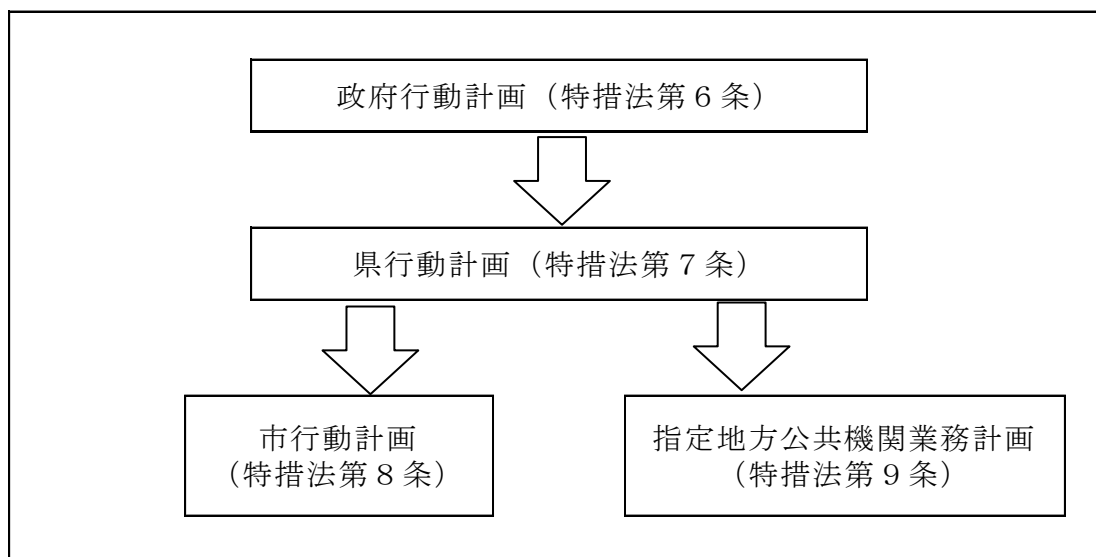
1 君津市の責務

特措法第3条及び関係法令等により定めるものとする。

責務の内容	国、千葉県と相互に連携協力し、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	・ 特措法 ・ 政府行動計画 ・ 新型インフルエンザ等への基本的対処方針 ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン ・ その他法令等

2 市行動計画の位置付け

特措法第8条に基づき君津市行動計画を定めるものとする。



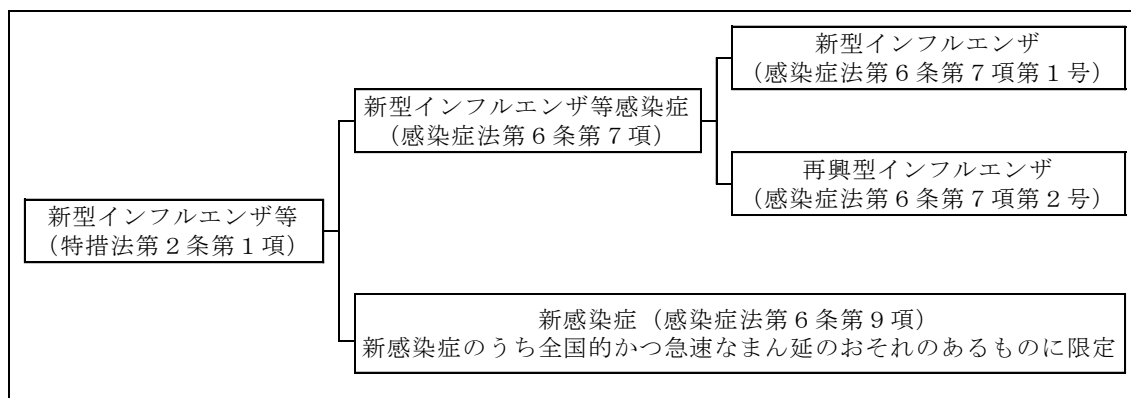
3 市行動計画に定める事項

特措法第8条及び関係法令等により定めるものとする。

① 本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
② 本市が実施する次に掲げる措置に関する事項 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・ 住民に対する予防接種、その他新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置 ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
⑤ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

4 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、特措法第2条第1項で定義されたものとする。



第2 総論

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

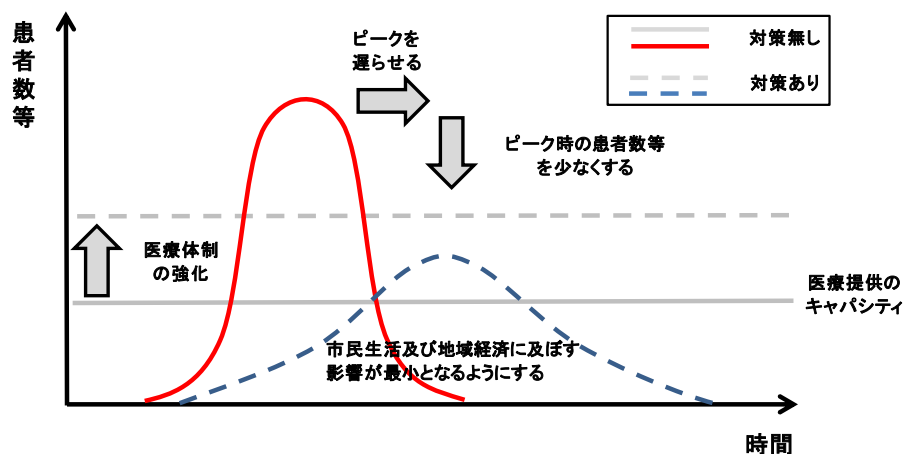
病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理にかかわる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、千葉県、本市、関係機関と連携して対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の推進により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対応の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見及び国や千葉県、その他自治体等の対策も視野に入れながら、本市の地理的条件、都市部への人口集中と高齢化地域の存在等を踏まえた上で、医療体制、受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、医薬品等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備に協力し、市民に対する啓発や本市・医療機関・企業等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、万全の体制を構築するためには、我が国が島国であることの特性を生かし、国が行う検疫の強化等に協力し、病原体の国内への侵入時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内発生早期の段階では、千葉県等が実施する対策の中でも、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに国等から、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携

して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のため最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一時的、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、千葉県、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界であり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等に備え又はその発生した時に、特措法その他法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、千葉県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設を開設するための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に協力する際においても、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれからの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、千葉県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられているが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

また、新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものは、社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも空気感染対策も念頭に置く必要がある。

本計画を策定するに際しては以下、国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市（平成22年国政調査では、君津市の人口は89,168人で全国人口128,057,352人の0.0696%）に当てはめることで、被害想定を行った。

(想定条件)

- ・全人口のり患率 25%
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザを参考とする。
- ・中等度の致死率 0.53% 参考（アジアインフルエンザ等）
- ・重度の致死率 2.0% 参考（スペインインフルエンザ等）
- ・流行は約8週間続く。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

	全国（128,057,352人）		千葉県（6,216,289人）		君津市（89,168人）	
り患者数	3,200万人		155万人		22,300人	
医療機関 受診患者数	1,300万人 ～ 2,500万人		63万人 ～ 121万人		9,050人 ～ 17,400人	
症状	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	53万人	200万人	2万6千人	9万7千人	370人	1,390人
死亡者数	17万人	64万人	8千人	3万1千人	120人	450人
最大入院患者数 (1日当たり)	10万1千人	39万9千人	4,900人	19,400人	70人	280人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。
- ・り患者は1週間から10日間程度でり患し、欠勤。り患した従業員の大部分は一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割について以下に示す。

1 国の役割
新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努め、WHO、その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対策をあらかじめ決定しておく。 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。 その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。
2 県の役割
国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、主体的な判断と対応をする。 新型インフルエンザ等の発生前の段階から、「千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議」などの枠組みを通じ、全庁的な取組を推進する。各部局庁では、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。 さらに、国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生した際には、「政府対策本部」の設置とともに、千葉県は直ちに「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し同対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。その後も必要に応じて同対策本部会議を開催する。 「千葉県新型インフルエンザ等対策本部専門部会」を必要に応じて開催し、発

生段階に応じた具体的な対策を検討する。 また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合は市町村間の調整を行う。
3 市の役割
住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供やワクチンの接種、独居高齢者や障害者等への生活支援などを適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。 政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発表した際には、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策を講じる。 対策を実施するに当たっては、千葉県や近隣市と緊密な連携を図る。
4 医療機関の役割
新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。 また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。
5 指定（地方）公共機関の役割
指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、対策を実施する責務を有する。 【感染症指定医療機関等】 新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進する。また、発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等への診療体制を含めた診療継続体制を確保するため、業務計画を策定する。 新型インフルエンザ等に対する診療体制を強化し、医療を提供する。 【その他の医療関係団体】 それぞれの業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する。 【社会機能の維持等に関わる事業者】 電気・ガス・水道等事業者、医薬品等の製造・販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエ

ンザ等の発生前から業務計画を策定し、従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行う。 新型インフルエンザ等の発生時には、業務計画を実行し、可能な限りその活動を継続する。
6 登録事業者の役割
医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造、販売事業者、運送事業者等については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、事業継続計画の策定や従業員への感染対策の実施などの準備を積極的に行うように努める。 新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画を実行し、可能な限りその活動を継続するよう努める。
7 一般の事業者の役割
一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底など新型インフルエンザ等対策の実施に協力するよう努める。
8 市民の役割
新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等やその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。 新型インフルエンザ等の発生時には、国内の発生状況や国、都道府県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染拡大を抑えるために個人でできる対策を積極的に実践する。

6 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つ主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び県行動計画に基づき次の6項目を立案している。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・サーベイランス
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、横断的な留意点については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。

このため、国、千葉県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「君津市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「市対策本部」という。）等の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局における連携確保等を行う。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画等を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行った場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

また、新型インフルエンザ等発生前から行動計画の作成等において医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

(2) 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、千葉県内のサーベイランスの結果や新型インフルエンザ等に関連する様々な情報を系統的に収集・分析

し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元すること等により、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、未発生期から国、千葉県を通した情報収集に努めるとともに、要請があった場合は、国、千葉県のサーベイランスに協力する。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないが、新感染症についても、国、千葉県を通した情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、千葉県、本市、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、千葉県、本市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機管理に対応する情報提供だけでなく、予防の対策として、発生前においても本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を遠慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を配信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に配信する体制を構築する。市対策本部における広報班を中心としたチームを設置し、広報担当責任者が適時適切に情報を提供する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すると共に、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにある。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、千葉県等からの要請に応じ、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請

等を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

ウ 予防接種

(ア) ワクチンについて

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者は、

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う者」について、特措法上の公益性公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類と評価され得る社会インフラに関わる

事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象者は、政府行動計画の「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりである。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。本市職員等については、本市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

(ウ) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合には、特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）により行う。

特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。接種順位については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の状況を踏まえ、政府対策本部が判断することとなる。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等発症することにより重症化するリスクが高いと考えられるもの（基礎疾患を有する者、妊婦）
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受け

られない小児の保護者を含む。)

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の接種体制は、市町村を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、千葉県が効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画することとしており、市は千葉県等からの要請に応じ協力する。

また、感染期においては、在宅で療養する患者への支援を行う。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、職場で多くの欠勤者が出ることが想定され、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、千葉県が関係事業者団体等に対して、生活安定物資等の価格安定等に関する要請を行った際には、本市はこれに協力する。

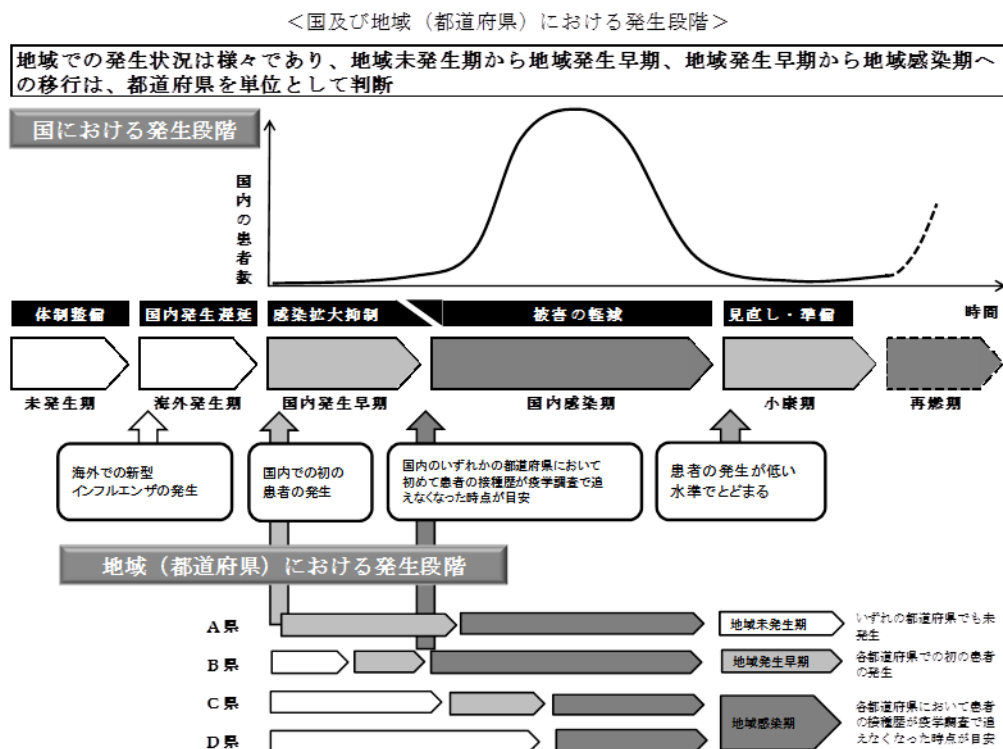
7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延期、小康状態に至るまでを、それぞれの実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での各発生段階の移行については、WHOの情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染症対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、千葉県が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や千葉県行動計画等が定める発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。



＜発生段階とその状態＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県においては、以下いずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期 (県内感染期)	国内いずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県においては以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内発生早期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 県内感染期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、あくまで目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や縮小・中止時期の判断については、必要に応じて、マニュアル等を定めることとする。

1 未発生期

想 定 状 況	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。
目 的	発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、千葉県、指定（地方）公共機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

ア 市行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

イ 体制の整備及び国・千葉県等との連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等新型インフルエンザ等対策に必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。
- ・ 国、千葉県、他の市町村、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

- ・ 国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- ・人で毎年流行する季節性インフルエンザについて、週毎の情報を確認する。
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を確認し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

- ・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどのインフルエンザ等に対して実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は国からの要請に基づいて、相談窓口等を設置する準備を進める。
- ・発生前から、国、千葉県、医療機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
- ・新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

(4) 予防・まん延防止

ア 対策実施のための準備

- ・住民に対しマスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自ら発症が疑わしい場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
- ・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場の季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策や、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るため準備を行う。
- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体とその他関係機関との連携を強化する。

イ 特定接種

(ア) 特定接種の位置づけ

- ・特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適

用し、実施する。

- ・特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の職員については、本市が実施主体として接種を実施する。

(イ) 特定接種の準備

- ・国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ・特措法第28条第4項の規定に基づき、国からの労務又は施設の確保、その他必要な協力を求められた場合は協力する。
- ・登録事業者は、必要に応じ本市を通し、厚生労働省へ登録申請するため協力する。
- ・業務を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合、必要に応じて協力する。
- ・特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- ・登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに、特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種の位置づけ

- ・住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む）。
- ・本市が接種を実施する対象者は、本市の区域内に居住する者を原則とする。
- ・上記以外にも住民接種の対象者としては、本市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等も考えられる。

(イ) 住民接種の準備

- ・住民接種については、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、厚生労働省及び千葉県との協力を得ながら、全住民が速やかに接種できるよう、体制の構築を図る。
- ・本市のワクチン需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・速やかに住民接種をすることができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1箇所

程度の接種会場を設ける。会場については、保健所、学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。

- ・各会場において集団的接種を実施できるよう予審を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。

（５）医療

千葉県等からの要請に応じ、適宜協力する。

（６）市民生活・市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等の発生時の要援護者への生活支援

- ・国の要請に基づき、千葉県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

イ 火葬能力等の把握

- ・千葉県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握、検討する際に協力する。また、千葉県が火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際にも協力する。
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、区域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
- ・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時間の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数などについて千葉県が調査する場合に協力する。
- ・千葉県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等の対策の実施に必要な医薬品、その他物資及び資材を備蓄等し、また施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

想 定 状 況	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目 的	1) 新型インフルエンザ等の市内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 市内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外で発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、ワクチンの接種体制の構築等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 体制強化

- ・指定（地方）公共機関、登録事業者、その他事業者に対し、市内での発生に備えて、職場における感染防止や事業体制の維持に向けて、情報収集や事業継続計画の運用の準備を要請する。
- ・国が病状の程度が季節性インフルエンザと同等以下と判断した新型インフルエンザ等の発生の場合は、感染症法に基づく各種対策をする。

(2) 情報収集・サーベイランス

国や千葉県、関係機関等から、新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報を収集するとともに、引き続き通常のサーベイランスを実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・国、千葉県が示した海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、市ホームページ等複数の媒体を活用し、分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や、視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ・手洗い、マスク着用等の感染対策が必要であることを市民に再周知する。

イ 情報共有

- ・国、千葉県、関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向的な情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成したQ & A等を活用し、適切な情報提供を行う。
- ・相談窓口に寄せられる問い合わせ等の内容を踏まえ、市民がどのような情報を必要としているか把握する。

(4) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策の準備

- ・市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また国、千葉県と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

イ ワクチンの供給

- ・千葉県より、ワクチンの供給予定等の情報など収集する。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・国の示した特定接種の具体的運用のもと、集団的接種を原則とし、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対し、本人の同意を得て接種を行う。また、国が行う事業者への接種について協力する。

- ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(イ) 住民接種

- ・国、千葉県と連携して接種体制の準備を行う。
- ・国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制をとれるよう準備する。

(ロ) 情報提供

- ・国から、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。

(エ) モニタリング

- ・国から指示があった場合は、接種実施モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・国から新型インフルエンザ等に関する症例定義等について、医療機関などの関係機関への周知を要請された場合には協力する。

イ 医療機関等への情報提供

- ・国から提供される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報等を千葉県が医療機関及び医療従事者に迅速に提供する際に協力をする。

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の使用等

- ・千葉県が医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザ薬を活用して、患者の同居者、医療従事者、又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行えるよう協力する。

(6) 市民生活・市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

イ 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ発生後、発生が確認されたことを要援護者や協力者に連絡する。

ウ 遺体の火葬・安置

- ・千葉県の要請を受け、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確

保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

3 国内発生早期（県内未発生期）～（県内発生早期）

想 定 状 況	【国内発生早期（県内未発生期）】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、千葉県内では発生していない状態。 【国内発生早期（県内発生早期）】 千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目 的	1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされた場合は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供等を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内、千葉県内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 国内感染期（県内感染期）への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 7) 千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が未発生であっても、通勤・通学圏を考慮し、東京都や神奈川県の変向に注意を払う。

(1) 実施体制

ア 国内発生早期（県内未発生期）

- ・原則としては、海外発生期と同様の対策を講じる。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置する。

イ 国内発生早期（県内発生早期）

- ・市対策本部により、会議を開催し、対策の基本方針を決定し、千葉県と連携のもと必要な措置を実施する。

(2) 情報収集・サーベイランス

- ・感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を国と連携して収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療に関する情報を収集し、対策に反映させるとともに、国、千葉県等からの要請に応じ協力する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・国等からの情報をもとに、国内・千葉県内での発生状況や具体的な対策等について、対策の実施主体等を明確にしながら、分かりやすく詳細に情報提供し、市民への注意喚起を行うとともに、市ホームページ等により国のQ&A等を関係機関や市民に周知する。
- ・感染予防には一人ひとりが、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの個人防護を行うことが必要であることを市民に周知する。
- ・学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を、適切に市民へ提供する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や千葉県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

イ 情報共有

- ・インターネット等を活用し、国、千葉県や関係機関と対策の方針や現場の状況等の情報を共有する。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口で市民からの相談に対応する。
- ・国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・拡充を行う。
- ・国、千葉県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、区域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、区域内の公共交通機関の運行開始状況等について情報提供する。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ・千葉県君津健康福祉センター（君津保健所）は、国内発生早期（県内発生早期）

となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

イ 住民接種

- ・国が決定した優先接種対象者、接種順位等に関する情報を周知する。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を国や千葉県に提供する。
- ・接種の実施にあたり、国、千葉県と連携して保健所・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託する等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住するものを対象に集団的接種を行う。
- ・実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意志に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を奨励し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。
- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
- ・国から指示があった場合は、接種実施状況モニタリングを行うとともに、副反応等の情報を提供する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・千葉県が住民に対し行う、特措法第45条第1項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことなど、基本的な感染対策の徹底についての要請・指示に協力する。
- ・学校、保育所（園）等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の施設の使用制限の要請・指示に協力する。
- ・学校、保育園以外の施設について、特措法第24条第9項に基づく千葉県の感染予防対策の徹底についての要請・指示に協力する。
- ・学校、保育園以外の施設について、特措法第45条第2項に基づく千葉県の感染予防対策・施設の使用制限の要請・指示に協力する。
- ・住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を受け、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（５）医療

ア 医療機関等への情報提供

- ・千葉県等は、引き続き新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・感染期に備え、医療機関等に対し抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・国若しくは千葉県から要請があった場合、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するように要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないように要請する。

ウ 要援護者対策

- ・計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- ・食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生までに立てた計画に基づき住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。
- ・新型インフルエンザ等でり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国、千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

エ 遺体の火葬・安置

- ・千葉県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を発生状況を踏まえ遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整する。なお、非透過性納体袋については、千葉県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。
- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 事業者の対応

- ・指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録時業者は、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。その際、市は国が行う当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対策を速やかに検討する。

イ サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

ウ 水の安定供給

- ・業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や、便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 国内感染期（県内感染期）

想 定 状 況	千葉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）※千葉県の判断
目 的	1) 医療提供体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすくかつ、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。 5) 医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増加が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 9) 国が国内感染期への移行を決定し、千葉県が県内感染期への移行を決定するまでの間は、国内発生早期の対策を継続するとともに、通勤・通学圏を考慮し、東京都や神奈川県が感染期に移行した場合は、国内感染期（県内感染期）の対策を検討する。

(1) 実施体制

君津市新型インフルエンザ等連絡会議は、市内の患者発生状況を迅速に把握し、市内が感染期に入ったと判断したときは、国から示された基本的対処方針等を参考に必要な対策を決定する。

国が緊急事態宣言を行った場合は、速やかに市対策本部を設置するが、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合にお

いては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の活用を行う。

（２） 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

- ・引き続き、国、千葉県からの情報のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。
- ・感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する情報を収集し、対策に反映させる。

イ サーベイランス

- ・引き続き、国、千葉県からの発生状況に注視し、必要な対策を実施する。

（３） 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・国、千葉県と連携し、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の実施主体等を明確にしながら、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・インフルエンザ等の感染予防には、手洗い、うがいの励行及びマスク着用などの市民一人ひとりが行う个人防护が重要であることを、引き続き市民に広く周知する。

イ 情報共有

- ・インターネット等を活用し、国、千葉県、関係機関と対策の方針や現場の状況等の情報共有を継続する。

ウ 相談窓口の継続

- ・国から配布される、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版により、引き続き新型インフルエンザ等相談窓口で、市民からの相談に対応する。

（４） 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ・国内感染期（県内感染期）と判断した場合は、千葉県等が行う取り組みに、適宜協力する。

イ 住民接種

- ・千葉県から、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位といった具体的な情報を受け、ワクチンが供給可能になり次第、予防接種法第6条

第3項に基づく新臨時接種を開始する。市民に対し接種に関する情報提供も開始し、基本的な相談にも応じる。

- ・あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・学校、保育園等に対しての特措法第45条第2項に基づく千葉県の施設の使用制限の要請・指示に協力する。
- ・学校、保育園以外の施設について、特措法第24条第9項に基づく千葉県の感染予防対策の徹底についての要請・指示に協力する。
- ・学校、保育園以外の施設について、特措法第45条第2項に基づく千葉県の感染予防対策・施設の使用制限の要請・指示に協力する。
- ・基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 在宅で療養する患者への支援

- ・国、千葉県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

イ 協力体制

- ・千葉県と連携し、情報を積極的に収集するとともに、国、千葉県等からの要請に応じ協力する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・国、千葉県と連携し、区域内の医療が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、千葉県が行う臨時の医療施設の設置及び、医療を提供に協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

- ・国、千葉県の要請を受け、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底する

とともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

- ・食料品、生活必需品等の購入に当たって消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、国が事業者へ行う、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみ等の防止について協力する。

ウ 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国、千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- ・引き続き食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

エ 遺体の火葬・安置

- ・本市は引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した、遺体の保存を適切に行うものとする。
- ・千葉県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- ・千葉県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、区域内で火葬を行うことが困難と判断されたときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の運搬の手配等を実施する。
- ・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、千葉県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本市は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、千葉県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 水の安定供給

- ・国内発生早期（県内発生早期）を参照。
- イ サービス水準に係る市民への呼びかけ
 - ・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。
- ウ 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・市民生活及び市民経済のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国、千葉県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や、便乗値上げの防止等の要請を行う。
 - ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- エ 遺体の火葬・安置
 - ・火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨を国から千葉県を通じて要請されるので、対応する。
 - ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨を国から千葉県を通じて要請されるので、対応する。
 - ・特定市町村は、特定都道府県が、埋葬又は火葬を迅速に行うことが必要であると認めるときは、特定都道府県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。
- (ア) 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で、墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- (イ) その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で、当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するための必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、本市においても埋火

葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない特例が設けられるので、市は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

オ 要援護者対策

- ・国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

カ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

- ・国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定した場合、関係者に通知する。

キ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・事業者向けの融資について、新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者及び農林漁業者等が経営不振等によって資金繰りに影響が出る恐れがある場合には、相談窓口を設置するとともに、活用可能な支援制度を積極的に活用し、資金繰りの円滑化に努める。

ク 金銭責務の支払い猶予等

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、市内事業者及び農林漁業者等の金銭責務の支払い等に影響が出る恐れのある場合には、国等の動向も踏まえ、対応策を速やかに検討する。

ケ 通貨及び金融の安定

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、国等が実施する通貨及び金融の安定に係る必要な措置の周知に努める。

5 小康期

想 定 状 況	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 大流行は一旦終息している状況。
目 的	社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び措置の縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合本市は、速やかにその対応を行う。

イ 緊急事態宣言の解除

- ・国が緊急事態措置の解除宣言を行った場合には、関係機関へ周知する。
「新型インフルエンザ等緊急事態措置を「実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には以下のとおりとなる。

- (ア) 患者の数、ワクチン接種者の数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- (イ) 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- (ウ) 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

ウ 対策の評価・見直し

- ・これまでの各段階における対策に関する評価を行い、これを踏まえ、必要に応じて市行動計画、マニュアルの改訂等を行う。

エ 対策本部の廃止

- ・緊急事態措置解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

- ・引き続き、国からの情報収集のほか、インターネット等を活用し、WHO、国立感染症研究所等から、新型インフルエンザ等の情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・通常のサーベイランスを継続しつつ、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握をする。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・小康期に入ったことを市民に周知するとともに、流行の第二波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。
- ・メディア等に対し、国や千葉県、関係機関等と市内の発生・対応状況について情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・インターネット等を活用し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を維持する。

ウ 相談窓口の縮小

- ・国の要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

ア 住民接種

- ・流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ・住民接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

- ・国から示される治療方針を、医療機関に周知をする。
- ・千葉県が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に必要な応じて協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者への対応

- ・必要に応じ、食料品・生活関連物資等の事業者に対し、供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。

イ 市民事業者への呼びかけ

- ・必要に応じ市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかけるとともに、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や、買占め売惜しみの防止について、国が事業者に対して行う要請に協力する。

ウ 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国、千葉県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

※緊急事態宣言がされている場合の措置

国が緊急事態宣言を行い、千葉県内の区域が指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 業務の再開

- ・市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。
- ・市は、指定（地方）公共機関及び登録時業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

イ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・国内感染期の記載を参照。

ウ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国、千葉県、指定（地方）公共機関等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する。

発生段階別対策概要（国）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小惑期
対策の考え方	・発生に備えるための体制整備 ・国際的な連携の下、発生の早期確認	・国内発生の遅延と早期発見 ・国内発生に備えて体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えて体制整備を継続	・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続	・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
(1) 実施体制	・政府行動計画の作成 ・体制の整備及び国、地方公共団体の連携強化 ・国際間の連携	・対策本部の設置 ※疑いの段階で必要に応じて、閣僚会議を開催 ・国際間の連携	・基本的対処方針の変更 ・政府現地対策本部の設置 ★緊急事態宣言 ★市町村対策本部設置	★市町村対策本部の設置 ★他の地方公共団体による代行、応援等の活用 ★緊急事態宣言解除宣言 ・対策の評価、見直し ・政府対策本部の廃止 ・都道府県対策本部・市町村対策本部の廃止	
(2) 情報収集・サーベイランス	・対策等に関する国内外の情報を収集 ・季節性インフルエンザについて、全国的な流行状況を把握 ・国内発生時、迅速かつ適切に調査を実施できる体制整備	・国際的な連携による情報収集等 ・国内サーベイランスの強化等 ・調査研究の成果を対策に反映	・国際的な情報収集 ・感染経路、感染力、潜伏期間等の情報を収集、分析	・集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す ・通常のサーベイランス等の体制強化	・通常のサーベイランスの継続 ・再流行早期検知のため、集団発生の把握の強化
(3) 情報提供・共有	・継続的な情報提供 ・体制整備等の準備 ・コールセンター等の設置準備	・情報提供 ・情報共有 ・コールセンター等の設置	・コールセンター等の体制充実、強化	・コールセンター等の継続	・コールセンター等の体制縮小
(4) 予防・まん延防止	・対策実施のための準備 ・予防接種体制の整備、備蓄	・国内でのまん延防止対策の準備 ・水際対策 ・ワクチンの確保 ・接種体制の準備、開始 ・感染症危険情報の発出等	・国内でのまん延防止対策 ★外出自粛要請、施設使用制限・臨時の予防接種実施	・水際対策 ・第二波に備えた予防接種の継続	
(5) 医療	・地域医療体制の整備 ・国内感染期に備えた医療の確保 ・手引き等の作成、研修等 ・医療資材の整備 ・検査体制、医療機関等への情報提供体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・国内発生に備えた医療体制整備 ・市町村、医師会相談センターの設置	・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 ・医療機関への情報提供 ★臨時の医療施設の設置	・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用 ★臨時の医療施設の設置	・発生前の通常の医療体制に戻す ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	・業務計画等の策定 ・物資供給の要請等 ・新型コロナウイルス等発生時の要援護者への生活支援 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等	・事業者に対し、感染対策実施準備の要請 ・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・遺体の火葬、安置できる施設等の準備要請	・事業者に対し、感染対策開始の要請 ・生活物資等の安定確保要請 ★電気及びガス、水の安定供給 ★運送、通信、郵便の確保 ★生活関連物資等の価格の安定等	・事業者に対し、感染対策を講じよう要請 ★緊急事態措置の縮小、中止	

★緊急事態宣言時に実施する措置

発生段階別対策概要（千葉県）

未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内発生早期)	国内感染期(県内感染期)	小ピーク期
対策の考え方	平時から関係機関との連携を図り体制の構築や、訓練の実施等事前の準備を推進	積極的な情報収集 ・県内発生に備えての体制整備	流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備	第二波の流行に備え第一波に関する対策の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
(1) 実施体制	・行動計画の作成 ・体制の整備 ・国、市町村等との連携強化	・国が政府対策本部を設置した場合 ・県対策本部の設置 ・情報収集や事業継続計画の運用の準備要請	・国が基本的対処方針を変更した場合、その対応を行う ・政府対策本部が廃止された場合、県対策本部、市町村対策本部の廃止	
(2) 情報収集・サーベイランス	・国や関係機関等からの情報収集 ・通常のインフルエンザについて、流行しているウイルスの性状を把握	・感染拡大を早期に察知するため、集団発生の把握を強化	・患者の増加に伴い全数把握は中止 ・集団発生の把握を通常のサーベイランスに戻す	・引き続き集団発生状況の把握
(3) 情報提供・共有	・継続的な情報提供 ・体制整備等 ・相談窓口等の設置準備	・収集した情報に対策の実施主体等を明確にしながら、分かりやすく迅速に情報提供 ・国や関係機関等との情報共有 ・健康福祉センター等に相談窓口を設置	・感染対策についての情報を適切に提供 ・国や関係機関等との情報共有の強化 ・相談窓口の充実、強化	・流行の第二波に備え、情報提供 ・国や関係機関等と第二波に備えた情報共有体制の維持 ・相談窓口の縮小
(4) 予防・まん延防止	・対策実施のための準備 ・予防接種体制の整備	・県内でのまん延防止対策の準備 ・国の水際対策への協力 ・接種体制の準備、開始	・県内で発生した場合、国へ報告することにも感染症に基づき、患者接触者への対応等のまん延防止対策 ・接種の開始 ・国から指示でもモニタリングを行い情報を提供 ・外出自粛要請、施設使用の制限、臨時予防接種実施	・まん延防止対策の強化 ・接種の継続
(5) 医療	・地域医療体制の整備 ・県内感染期に備えた医療の確保 ・手引き等の作成、研修等 ・医療資器材の整備 ・検査体制、抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・国から提供される症例定義等について、関係機関に周知 ・県内発生に備えた体制整備 ・県国看、接触者相談センターの設置	・一般の医療機関での診療に切替 ・臨時の医療施設の設置検討 ・県内における抗インフルエンザ薬の備蓄量の把握、流通状況の調査	・国と連携し、平常の医療体制に戻す ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	・業務計画等の作成 ・物資供給の要請等 ・火葬能力等の把握 ・物資及び資材の備蓄等	・事業者に対し、感染対策実施準備の要請 ・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・遺体の火葬、安置できる施設等の準備要請	・国からの要請に基づき、事業者に対し感染対策を講じるよう要請 ・生活物資等の安定確保要請 ・電気及びガス、水の安定供給 ・運送、通信の確保 ・生活関連物資等の価格の安定等	・必要に応じ事業者に対し、供給体制の確保、事業継続に向けた呼びかけ ・緊急事態措置の縮小、中止

★緊急事態宣言時に実施する措置

発生段階別対策概要（君津市）

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～(県内発生早期))	国内感染期(県内感染期)	小康期
対策の考え方	- 発生に備えた体制整備 - 発生に備えた情報収集、提供	- 市内発生に備えた体制整備 - 市内発生に備えた情報収集、提供	- 市内での感染拡大に備えた体制整備 - 市民への情報提供	- 健康被害、市民生活、市民経済への影響を最小限に抑える - 感染対策から被害軽減へ変更	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療提供体制、社会経済活動の回復
(1) 実施体制	- 市行動計画の作成 - 体制の整備及び国、千葉県等との連携強化	市内発生に備え、庁内における感染防止、事業体制強化	 ★市対策本部の設置	- 国から示された基本的対処方針等を参考に必要に対策の決定 ★市対策本部の設置 ★緊急事態宣言措置不可能な場合、他自治体への応援要請	- 措置の縮小、中止等 - 国が緊急事態措置解除宣言を行った場合の関係機関への周知 ★対策の評価、見直し ★市対策本部の廃止
(2)	国、千葉県等々の要請に応じ、適宜協力				
情報収集・サーベイランス					
(3) 情報提供・共有	国、千葉県及び関係機関からの情報収集及び提供 ★相談窓口等の設置準備	 ★相談窓口の設置	★相談窓口の体制充実、強化	★相談窓口の継続	 ★相談窓口の縮小
(4) 予防・まん延防止	- 対策実施のための準備 - 特定接種、住民接種の準備	- 市内でのまん延防止対策の準備 国、千葉県と連携し、接種体制の準備	国、千葉県と連携し、感染症法に基づいた対応措置 ★住民接種の開始 ★予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種を実施	- まん延防止対策の強化 ★予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の開始 ★予防接種法第6条第1項に基づく臨時接種を実施	- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める ★国、千葉県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種を進める
(5) 医療	国、千葉県等々の要請に応じ、適宜協力				- 国から示される治療方針を医療機関に周知 ★千葉県が行う発生前の通常の医療体制への移行に適宜協力
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	★要援者への生活支援 ★火葬能力等の把握 ★物資及び資材の備蓄等	 ★一時的な遺体安置施設等の検討	★生活物資等の安定確保 ★計画に基づく要援者対策の実施 ★遺体の火葬、安置体制の整備 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等	 ★要援者の支援	 ★第二波に備えた必要な支援 ★緊急事態措置の縮小、中止等

(参考1)

市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はなく、特措法の対象ではないが、新型インフルエンザ等と関連する事業として、対策を準備しておく。

(1) 実施体制

ア 実施体制

- ・本市は国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県と連携し、情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、庁内関係部門や関係機関との会議を開催し、国及び県の各種通知に基づき対策を協議・実施する。

(2) 情報収集・サーベイランス

ア 情報収集

- ・鳥インフルエンザに関する国内外の情報を、国・千葉県により収集する。得られた情報は速やかに関係部局に伝達する。

イ サーベイランス

- ・千葉県は鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・千葉県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国・千葉県等と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。
- ・海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められ、国・千葉県から海外における発生状況、国における対応状況等について、情報提供があったときは、関係部局で情報を共有するとともに、市民に対し積極的に提供する。

イ 情報共有

- ・インターネット等を活用し、体制の整備に関する対策の方針や現場の状況等の情報を共有する体制を構築する。

(4) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策

- ・千葉県が実施する接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等に協力する。

イ 家きん等への防疫対策

- ・鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、千葉県が実施する高病原性鳥インフルエンザが発生している地域からの家きん等の移動停止、千葉県内の農場段階での衛生管理等に協力する。

(5) 医療

※千葉県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

ア 予防投与

- ・感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断された場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療をについて、千葉県と協力し実施する。

イ 入院措置

- ・患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、千葉県が行う入院その他の必要な措置に協力する。

【用語解説】

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

発生国からの帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。

○個人防護具及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三类感染症、四類感染症若しくは五類感染症の擬似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1） 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診療した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、そ

の原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。